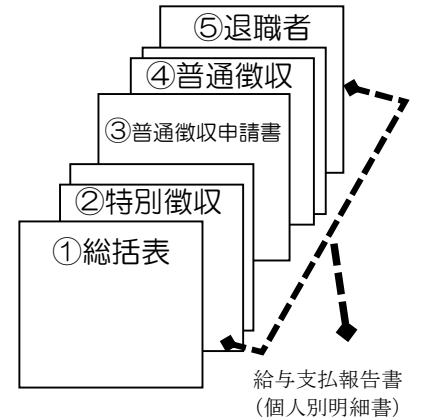


令和7年度 給与支払報告書の提出について

平素より、本町の税務行政にご協力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、特別徴収義務者の皆様におかれましては、与那原町用の給与支払報告書（総括表及び個人別明細書）の提出をお願いします。

★並び順★



○給与支払報告書提出時のお願い

- 令和7年度分の提出期限は、**令和7年1月31日（金）まで**です。期限内での提出をお願い致します。
- 同封の与那原町用の「給与支払報告書（総括表）」を併せて提出してください。記載例を参考に記入してください。
- 給与支払報告書（個人別明細書）は、「市町村提出用」を1部、裏面のとおり提出してください。
- 令和6年中**に退職された方につきましても提出してください。
- 税務署用の総括表で提出（追加・訂正含む）する場合は、特別徴収義務者指定番号及び徴収方法についても必ず記載してください。
- 提出後に追加分・訂正分の再提出がある場合は、総括表及び個人別明細書に「追加分」・「訂正分」を朱書き表示してください。
- 提出後に転勤・退職等がある場合は、必ず「給与支払報告にかかる給与所得者異動届出書」を提出してください。（該当者が前年度、他市町村の特別徴収対象者となっている場合は、与那原町と当該市町村にそれぞれ提出してください。）

令和7年度 給与支払報告書（総括表）

令和7年1月31日提出

与那原町長 殿

※ 種 別		※ 指定番号		※	
		30000000			
①給与の支払期間	令和6年1月分から令和6年12月分まで				⑩提出区分
②給与支払者の個人番号又は法人番号	1 3 9 8 7 6 5 4 3 2 1 1 2				⑪給与支払の方法及び期日
③給与支払者郵便番号	901-1392				月給 毎月5日
④(フリガナ) 給 与 支 払 者 所 在 地 (住 所)	沖縄県島尻郡与那原町字上与那原16番地				⑫事業種目その他必要な事項
					製造業
⑤(フリガナ) 給 与 支 払 者 名 称 (氏 名)	株式会社 よなばる				⑬提出先市区町村数
					12
⑥代表者の職氏名	代表取締役 与那原 健太				⑭受給者総人員
					46人
⑦経理責任者氏名	与那原 花子				⑮与那原町へ の報告人員へ 特別徴収(給与から天引) 普通徴収申請書に記載した人数 合 計
					15人 3人 18人
⑧連絡先及び電話番号	※各金融機関、与那原町役場税務課の窓口での納付を希望する場合「必要」を○で囲んでください。				⑯所轄税務署
					那
⑨会計事務所等の名称	与那原町会計事務所 電話(098) 945-0000				⑰前年の特別徴収義務者指定番号
					30000000
特徴納入書の送付	必要・不要 ○で囲んでください				

・与那原町報告人員は、**令和7年1月1日現在**、与那原町に住んでいる従業員数を記入して下さい。

その内、徴収方法について、「特別徴収」「普通徴収申請書に記載した人数」および「合計」欄にそれぞれの人数の記入をお願いします。
★所得税の源泉徴収義務のある事業主(個人・法人)は、原則、すべての従業員について個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

普通徴収申請書

※個人住民税（町民税・県民税・森林環境税）を給与から特別徴収できない方（下記事項のいずれかに該当する方）については、当理由書の提出及び個人別明細書摘要欄に普通徴収理由に対する該当記号（a～f）の記載が必要です。

下記事項に該当しない方は、法の規定により特別徴収となります。

記号	普通徴収理由(下記6項目以外の理由は不可)	人 数
a	常時2人以下のお手伝いさんなどのような家事使用人のみの事業所	人
b	給与の支払期間が1月を超える者(給与の支払いが不定期なものを含む)	人
c	退職または休職者(5月31日までに予定している者を含む)	人
d	給与額が少なく税額が引けない者	3 人
e	他の事業者で特別徴収される者(乙欄適用者)	人
f	事業専従者(青色申告の専従者は除く)	人
普通徴収申請者 合計人数		3 人

同じ人数になります

①給与所得控除後の金額(調整控除後)	支払金額に応じて所得税法附表第5により求めた給与所得控除後の給与等の金額を記載してください。 なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。												
②住宅借入金等特別控除区分	年末調整の際に、適用を受けている(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の区分を記載してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>記載方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築等を含む。)</td><td>住</td></tr> <tr> <td>認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合</td><td>認</td></tr> <tr> <td>特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合</td><td>増</td></tr> <tr> <td>東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合</td><td>震</td></tr> </tbody> </table> 上記区分のほか、この控除に係る住宅の新築、取得又は増改築等が「特定取得(特別特定取得以外)」に該当する場合には「(特)」と「特別特定取得」に該当する場合には「(特特)」と、「特例特別特例取得」に該当する場合は「(特特特)」と併記してください。	区分	記載方法	一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築等を含む。)	住	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合	認	特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	増	東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合	震		
区分	記載方法												
一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築等を含む。)	住												
認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合	認												
特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	増												
東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合	震												
③生命保険料の金額の内訳	従業員が年末調整に提出した生命保険料控除証明書等を基に記載してください。												
④寡婦・ひとり親	各欄について、受給者が該当する項目がある場合に「○」を付けてください。 寡婦とは・・・ひとり親に該当せず、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない、次のいずれかに当てはまる人です。(控除額 27万円) ①夫と離婚した後、扶養親族がいる人で合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別した後、婚姻をしていない又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人 ひとり親とは・・・婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)がいる単身者のうち次の要件に当てはまる人です。(控除額 35万円) ①その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと ②合計所得金額が500万円以下であること												
⑤区分	控除対象扶養親族が「非居住者」である場合には、区分の欄の内容に応じて、次のとおり記載してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">控除対象扶養親族の区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者</td><td>空欄</td></tr> <tr> <td>非居住者(30歳未満又は70歳以上)</td><td>01</td></tr> <tr> <td>非居住者(30歳以上又は70歳未満、留学生)</td><td>02</td></tr> <tr> <td>非居住者(30歳以上又は70歳未満、障害者)</td><td>03</td></tr> <tr> <td>非居住者(30歳以上又は70歳未満、38万円以上送金※1)</td><td>04</td></tr> </tbody> </table> ※「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用をうけようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者をいいます。	控除対象扶養親族の区分		居住者	空欄	非居住者(30歳未満又は70歳以上)	01	非居住者(30歳以上又は70歳未満、留学生)	02	非居住者(30歳以上又は70歳未満、障害者)	03	非居住者(30歳以上又は70歳未満、38万円以上送金※1)	04
控除対象扶養親族の区分													
居住者	空欄												
非居住者(30歳未満又は70歳以上)	01												
非居住者(30歳以上又は70歳未満、留学生)	02												
非居住者(30歳以上又は70歳未満、障害者)	03												
非居住者(30歳以上又は70歳未満、38万円以上送金※1)	04												
⑥摘要	・扶養親族が与那原町外に居住している場合、被扶養者の名前、生年月日、住所を記載してください。 ・支払金額に前職分を含む場合は、前職の会社名・支払金額・社会保険料控除額・源泉徴収税額を記載してください。 ・障害者控除の適用を受ける場合(本人除く。)は、被扶養者名および手帳名・区分を記載してください。 ・普通徴収を希望する場合は、普通徴収申請書の略語a～fを記載してください。記載のない場合は、特別徴収となります。 ・定額減税に関する事項を記載してください。 実際に控除した年調減税額「源泉徴収時所得税減額控除額」および控除しきれなかった金額「控除外額」を記載してください。 また、合計所得金額が1,000万円を超えてある居住者の同一生計配偶者分を年調減税額に含めた場合は、「非控除対象配偶者減税有」と記載してください。												

●提出先● 与那原町役場 税務課（〒901-1392 与那原町字上与那原16番地） TEL:098-945-4477